

# 入札公告

次のとおり一般競争入札（郵便入札）に付すこととしたので、尾道市上下水道局契約規程（昭和41年水道部管理規程第17号。以下「規程」という。）第26条の規定により公告する。

令和3年8月2日

尾道市上下水道事業管理者 榎山 博之

## 1 調達内容

### (1) 事業名称

尾道市上下水道局長江庁舎への自動販売機設置事業

### (2) 事業の目的

尾道市上下水道局の施設内に自動販売機を設置する事業者を競争入札制度により募集することで、資産を有効活用し、新たな歳入を確保するとともに、契約の公平性・透明性の確保を図る。

### (3) 貸付期間

令和3年（2021年）10月1日から令和8年（2026年）9月30日までの5年間とする。

※自動更新は行わない。

### (4) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

施設		設置台数	位置図	貸付面積	販売形態・条件
尾道市上下水道局長江庁舎	1階ロビー	1台	図面番号1	2.05 m <sup>2</sup>	酒類不可 紙カップ式不可

※1 施設の開庁日・時間は、次のとおりである。

開庁日	開庁時間
月曜日～金曜日（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）	8：30～17：15

※2 施設に設置してある自動販売機の販売状況は、次のとおりである。

- ・年間販売本数は、昨年度実績に基づき1年分を推計した数値
- ・職員数はR3現在 委託従事者含む

販売形態	主な販売単価	年間販売本数	施設の年間利用者数等
缶・ペットボトル	110円～150円	2,200本	職員数 62人

※3 施設の所在地及び施設の詳細についての問合せ先

施設所在地・問合せ先
尾道市上下水道局（尾道市長江三丁目6番52号） 入札担当：契約管理係 河野 TEL：0848-37-8700 FAX：0848-37-1956 MAIL:suido@city.onomichi.hiroshima.jp

※4 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含む。

なお、回収ボックス設置方法及び使用済み容器の回収方法等の詳細について、落札後に尾道市上下水道局と協議の上、決定すること。

※5 上記に記載した台数の自動販売機を必ず設置すること。

- ※6 貸し付ける物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできない。
  - ※7 自動販売機の主な利用者は、当該施設職員、関連事業者等である。
  - ※8 尾道市上下水道局長江庁舎では、3階に自動販売機を設置している。  
販売単価は100円～130円。
  - ※9 入札申込に当たっては、必ず現地の状況等を確認したうえで申し込むこと。
  - ※10 自動販売機設置に伴い発生する費用は、原則、設置事業者の負担となる。
- (5) 貸付料（年額）

(ア) 貸付期間中の貸付料（年額）は、落札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

なお、貸付料（落札価格）には、光熱水費等は含まないものとする。

(イ) 一年未満の期間に係る貸付料の額は、(ア)に定める貸付料年額に基づき、月割計算により算定した額とする。1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする

## 2 入札の方法等

一般競争入札（郵便入札）により落札者を決定する。

## 3 使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

## 4 入札の日時等

入札書提出先	尾道上下水道局庶務課 契約管理係（入札担当） （〒722-0046 尾道市長江三丁目6-52）
到達期日	令和3年8月23日（月）必着
開札日時	令和3年8月24日（火） 午前10：00
開札場所	尾道市上下水道局長江庁舎2階 第3会議室

入札の結果、落札者がいなかった場合は、2回目の入札を行います。有効な入札書を提出した参加者に対して2回目の入札実施の連絡をし、1回目の最低入札金額を記載した文書をFAXで送付します。

入札書提出先	同上
到達期日	令和3年8月30日（月）必着
開札日時	令和3年8月31日（火） 午前10：00
開札場所	同上

なお、再度の入札の結果においても、落札者がいないときは、最高価格提示業者と随意契約の協議をします。

## 5 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれかの日においても、尾道市の指名除外を受けてい

ない者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあつては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。
- (7) 尾道市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 入札方法

### (1) 郵送する場合

#### ① 郵送の方法

- ✓ 「一般書留」又は「簡易書留」で郵送してください。
  - ※ 普通郵便など上記以外の方法による送付は受付できません。
- ✓ 入札書は、二重封筒（内封筒及び外封筒）で郵送してください。
- ✓ 入札書の到達は、入札通知書に記載している期限までです。
  - ※ 期限を過ぎて到達した入札書は無効です。
- ✓ 郵便入札にかかる経費については、すべて入札参加者の負担となります。

#### ② 内封筒について

- ✓ 封筒の規格は、長形3号を使用してください。
- ✓ 内封筒には、入札書1枚を封入してください。
  - ※ 複数の入札書を入れた場合はすべて入札書が無効となります。
- ✓ 内封筒には、必要事項を記入の上、入札参加資格申請時に登録された使用印鑑で封印してください。
- ✓ 内封筒の記入事項は記入例を参照してください。

#### ③ 外封筒について

- ✓ 封筒の規格は、角形2号を使用してください。
- ✓ 複数の内封筒を1つの外封筒に入れることは可能です。
- ✓ 外封筒の記入事項は記入例を参照してください。

#### ④ 送付先 入札公告に記載された入札書提出先

### (2) 持参する場合

郵送する場合と同様に内封筒を外封筒に入れ封をして、「4 入札の日時等」に記載された入札書提出先へ指定された期限までにお持ちください。

## 7 入札参加に関する留意事項

### (1) 入札保証金

免除する。

### (2) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

- エ 入札者が2以上の入札をしたとき。
  - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
  - カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
  - キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
  - ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
  - ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
  - コ その他管理者の定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 受付できない入札書
- ア 一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送されたとき。
  - イ 入札公告で、持参を認めていない入札で持参したとき。
  - ウ 入札公告で、持参を認めている入札で外封筒に入れずに持参したとき。  
※受付されない入札書は、提出したものとはみなされません。
- (4) 入札書の記載方法等
- 入札書（様式第1）には、消費税及び地方消費税を含めない年額（1年間分）の貸付料を記載すること。消費税及び地方消費税を含めない金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めない金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定
- ア 落札者は、次の方法により決定する。
    - (ア) 規程第29条の規定に基づき、尾道市上下水道局が予定する年額（1年間当たり）の貸付料（消費税及び地方消費税を含まない。）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
    - (イ) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。
  - イ 落札者はその権利を他者に譲ることはできない。
- (6) 入札の結果
- 開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を、入札に参加した者に知らせる。

## 8 契約手続

- (1) 契約の締結等
- ア 落札者は、別添契約書（案）に基づき、尾道市上下水道局と自動販売機設置に係る有償定期建物賃貸借の契約を締結するものとする。
    - (ア) 契約は、「落札者」名義で締結する。
    - (イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願（様式第6）を尾道市上下水道局に提出する。
    - (ウ) 契約の締結に係る一切の費用（印紙代等）は、落札者の負担となる。
  - イ 契約書2通を作成し、各自その1通を保有する。
- (2) 契約保証金
- 免除する。

## 9 入札までのスケジュール

### (1) 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

【配布資料】 ・入札公告 ・様式集 ・契約書(案)

### (2) 募集に関する質問の受付及び回答

この入札公告に関する質問は、次のとおり受け付ける。

受付期間	令和3年8月2日（月）～令和3年8月12日（木） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付を行わない。
提出方法	様式集の質問書（様式第4）に記入の上、持参、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出すること。 郵送の場合は、上記の期限までに必着のこと。
提出先	尾道市上下水道局庶務課契約管理係 担当：河野 所在地 〒722-0046 尾道市長江三丁目6番52号 TEL：0848-37-8700 FAX：0848-37-1956 MAIL：suido@city.onomichi.hiroshima.jp
回答方法	ホームページに記載する。

### (3) 入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について尾道市上下水道局の確認を受ける必要がある。

#### ア 申請書類の提出（提出部数各1部）

受付期間	令和3年8月2日（月）～令和3年8月12日（木） 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付を行わない。			
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第5）に必要事項を記入・押印し、持参又は郵送により申し込むこと。 郵送の場合は、上記の期限までに必着のこと。			
提出書類	事 項		法人	個人
	①	入札参加資格確認申請書（様式第5）	○	○
	②	商業登記簿謄本（写しでも可）	○	
	③	印鑑証明書（原本）	○	○
	④	完納証明書（尾道市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの〔写しでも可〕。尾道市に納税義務のない者を除く。）	△	△
	⑤	納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納税額がないことを証明したもの〔写しでも可〕）	○	○
	⑥	設置する自動販売機のカタログ（販売商品・単価含む。）	○	○
提出先	9 (2) 提出先に同じ			

※ ③については、発行後3か月以内の原本とする。

#### イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して書面により通知する。

## 10 貸付料の支払方法

- (1) 落札者は、尾道市上下水道局の発行する納入通知書により、毎年 4 月 30 日までに、その年度に属する貸付料（1 年間分の貸付料、初年度・最終年度については 6 か月分相当額）を支払わなければならない。ただし、初年度分については、尾道市上下水道局の指定する日までに支払うものとし、納期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合、当該年度分も同様とする。
- (2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払いを請求するとともに、契約を解除することがある。

## 11 その他の留意事項

- (1) 「自動販売機設置」事業関連規定の遵守  
尾道市上下水道局と本件自動販売機設置事業に係る有償定期建物賃貸借契約を締結した落札者（以下「自動販売機設置事業者」という。）は、この公告に記載した事項及び契約書（案）に定める事項について遵守しなければならない。
- (2) 自動販売機の設置方法等  
具体的な自動販売機の設置方法等については、尾道市上下水道局と自動販売機設置事業者が協議の上決定する。
- (3) 自動販売機設置に係る経費  
自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費は、自動販売機設置事業者の負担とする。
- (4) 自動販売機の設置に伴う承認等  
自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、自動販売機設置承認申請書（様式第 7）に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等）を記載の上、尾道市上下水道局に提出し、承認を得る必要がある。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様とする。
- (5) 自動販売機の撤去  
自動販売機設置事業者は、尾道市上下水道局が定める自動販売機台数を満たさなければならない。  
なお、契約期間の満了等により、賃貸している面積を尾道市上下水道局に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第 8）を提出して尾道市上下水道局の承諾を得るものとする。
- (6) 貸付料の返還  
納付済みの貸付料は、返還しない。
- (7) 自動販売機設置事業者の責任  
ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。  
イ 自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び負担において解決するものとする。
- (8) その他  
詳細な条件については、別紙仕様書による